

第440回

佐賀地方最低賃金審議会資料

佐賀労働局労働基準部賃金室

目次

頁

1	異議申立書 佐賀県労働組合総連合	
2	特定（産業別）最低賃金	
	① 一般機械器具製造業関係最低賃金関係	
	◇令和5年度産業別最低賃金申出の概要（一般機械）	1
	◇一般機械器具製造業関係最低賃金決定状況一覧	3
	◇一般機械器具製造業の賃金階級別労働者分布	4
	◇一般機械器具製造業の賃金階級別労働者分布（グラフ）	5
	◇鉱工業生産指数の推移（一般機械工業）	6
	②電気機械器具製造業関係最低賃金関係	
	◇令和5年度産業別最低賃金申出の概要（電気機械）	7
	◇電気機械器具製造業関係最低賃金決定状況一覧	8
	◇電気機械器具製造業の賃金階級別労働者分布	9
	◇電気器具製造業の賃金階級別労働者分布（グラフ）	10
	◇鉱工業生産指数の推移（電気機械工業）	11
	③陶磁器・同関連製品製造業関係最低賃金関係	
	◇令和5年度産業別最低賃金申出の概要（陶磁器・同連）	12
	◇陶磁器・同関連製品製造業関係最低賃金決定状況一覧	13
	◇陶磁器・同関連製品製造業の賃金階級別労働者分布	14
	◇陶磁器・同関連製品製造業の賃金階級別労働者分布（グラフ）	15
	◇鉱工業生産指数の推移（陶磁器・同関連品）	16
3	その他	
	令和5年度 公示日別最短効力発生予定一覧表	17
	業務改善助成金リーフレット	20

異議申立書

2023年9月4日

佐賀労働局長

重河真弓様

佐賀県労働組合総連合

代表者 北

佐賀市八丁畷町

TEL0952-37-3577 FAX0952-

異議申立書

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、ご尽力いただいている委員の皆様から敬意を表します。

佐賀地方最低賃金審議会は8月18日、今年度の佐賀県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額853円を47円引き上げて900円とする答申を行いました。

今回、最低賃金の改定額47円と過去最高の引き上げになったこと、また全国最高の8円を上乗せし900円台まで引き上げたことは、コロナ禍に加え歴史的な物価高騰での厳しい経済状況や、人口流出など地域事情から直面する問題を踏まえ、県民の生活や佐賀の発展に向け、真摯に検討を重ねられた結果であると拝察いたします。

しかし、私どもは憲法が保障する健康で文化的な生活をするため、最低賃金は今すぐ1000円以上、段階的に1500円に引き上げること。あわせて佐賀から福岡など都市への人材流出に歯止めをかけるためにも、格差を是正するに値する引き上げが必要と考えます。

よって本年8月18日付け、「佐賀地方最低賃金審議会に関する公示」に関し、以下のとおり異議を申し立てます。

申出の内容

1. 本年の佐賀県の最低賃金額を1時間900円とすることに不服であること。
2. 貧困と格差に歯止めをかけるため時間額1000円以上とすること。
3. 最賃引き上げにあたって、政府・厚生労働省・関係各機関に対して有効な中小企業・小規模事業所の支援策をさらに強化・充実させることを求めること。

申出の理由

1. 日本国憲法第25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
2項 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に



努めなければならない」とし、労働基準法第1条では「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と定め、最低賃金法第9条3項は「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」としています。これらを重ねて読めば、「8時間労働で、健康で文化的な最低限の生活ができる水準が必要」であることは容易に判断できます。しかし、時給900円ではとても普通の生活をするにはできません。

現行の最低賃金で暮らすK氏(51歳、運送業)の実態を紹介します。K氏は2021年まで販売店の店長をしていましたが、エリア長からのパワハラ、長時間労働によって体調を崩し退職。その後、教育訓練を受けながら再就職をめざし、アルバイトを転々しながらようやく正社員で採用されたのが、店舗に商品を卸す運送業の仕事です。

1日9時間(うち1時間はサービス残業)で週5日働き月給約14万円。税金などを引くと、手取りは11万円台、そこから家賃3万2千円、食費、光熱費、ガソリン代を払えば手元に残るお金はほとんどありません。朝食はとらず、食事はスーパーの見切り品、肉は週末に食べる程度です。電気代を節約するため、記録的な猛暑が続くなかでもエアコンは使わずサーキュレーターで暑さをしのぎ、冷蔵庫の代わりに発泡スチロール箱を代用しています。風呂は二日に1回です。

もともと高血圧をもっており、いまの生活では常に病気のリスクと隣り合わせです。仮に病気になっても病院にかかることも躊躇してしまいます。食事を控え、娯楽を控え、外出を控えても将来に備えて貯蓄することもできないのが実態です。K氏は「弱い人たちはほど声をあげることが出来ない、声をあげれば叩かれる」と諦めのなかで日々生活をしています。

今回の答申47円では月額8千円程度の引上げにしかならず、とても現状を改善できる金額ではありません。現行の最低賃金で生活する人々が、希望をもって働くために抜本的な金額の引き上げが必要です。

2. 今回だされた答申では、一ヶ月(中央審議会が用いている月173.8時間)156,420円、一年間働いても187万円にしかありません。年収200万円にも届かないワーキングプアです。

私どもが2019年12月に発表した佐賀県最低生計費試算調査では佐賀市内で若者(25歳・単身)が「ふつう」に暮らすためには男性で月額241,972円(女性242,732円)必要であるという結果となりました。もし時給900円でこの賃金を得ようとするなら、過労死ラインを超える268時間以上の労働が必要となります。

非正規雇用労働者が増え続け就業者の4割に達し、年収200万円未満の働く貧困層(ワーキングプア)は1200万人にまで増大しています。県内でもコンビニやファーストフード、介護、警備など多くの労働者が最低賃金近傍で生活しています。とりわけパート労働者の約7割が女性であり、ダブルワーク、トリプルワークを強いられるシングルマザーの貧困は社会問題です。女性が輝いて働くためにも8時間働けば普通に生活できる最低賃金にすべきです。

3. プラス8円では、福岡や都市との格差を解消し、人口流出など地域社会の衰退に歯止めをかけるには不十分です。

今回「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」でも地域の経済・雇用の実態を見極めつつ「自主性を発揮することを期待する」とあったように、格差縮小にむけた佐賀地方最低賃金審議会（以下、佐賀審議会）の役割が期待されました。

今回、目安額から全国でも最大の上乗せとなったことは、例年以上に佐賀審議会として自主性を発揮されたものとして歓迎します。しかし、福岡（答申941円）とは依然として41円もの格差があります。佐賀は福岡の経済圏、生活圏としてより密接に関わっていることから、さらなる格差縮小に向けた再考を要望します。

4. 地域経済の主役である中小企業・小規模事業所は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、業種によっては大きな打撃を受けています。「コロナ問題」以前から原材料の高騰、低単価の押し付けなどに悩み、消費税増税の負担や社会保険料の負担等に苦しんできました。労働者の多くが、こうした厳しい状況にあるところで働いています。地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしの課題です。

政府の責任で、中小企業・小規模事業所向けの金融支援の強化、社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、大企業による下請け・中小企業への一方的な低単価設定や、「買ったたき」など不公正な取引を許さない施策強化が求められます。ぜひとも、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性について、生産性向上の支援や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、思い切った支援策を速やかに実行するよう、具体的に政府に対し求めていただくよう要望します。

また、今年の審議にあたり佐賀県庁をはじめ4団体が、引き上げを求めた意見書を提出されたように県内の労働者の生活、人口減少、人手不足は年々深刻さを増しています。佐賀の持続可能な発展のため、佐賀県庁ともこれまで以上に連携を深めていただき、より踏み込んだ中小企業支援策を政府に要望していただくことをお願いし、異議申し立てとします。

以上

特定（産業別）最低賃金

令和5年度特定最低賃金の改正申出の概要

ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、農業用機械、建設機械・鉱山機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品製造業

1 申出の内容

区 分	申 出 の 内 容		
適用地域	佐賀県の全域		
適用産業	日本標準産業分類小分類「E252、E253、E259、E261、E262、E264、E265、E266、E267、E269」		
適用労働者数 (b)	4,350 人	適用事業所数 166	申出労働者数 (a) 1,455 人 a/b 33.45%
申出の理由	1 申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けべき労働者の概ね三分の一以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。 2 一般機械器具製造業の労働者は、機械金属工業のあらゆる業種に適応する技術・技能を有しており、将来における佐賀県機械工業発展のために人材確保の面からも、最低賃金の改正は必要である。		
申出者	UA ゼンセン佐賀県支部 支部長 近藤 三千代		

2 申出労働者の内容

区 分	合意者数	事 業 所 名 等	
労使協定 (2組合)	215 人	・中山鉄工所従業員組合 (令和5年6月15日協定)	99 人
		月額 168,670 円 日額 8,313 円 時間額 1,039 円	
		・戸上メタリックス労働組合 (令和5年6月22日協定)	116 人
		月額 165,000 円 日額 8,115 円 時間額 1,047 円	
備考：* ()は、協定書において賃金の最低額が月額のみで表示されているものについて、月額を月平均所定労働時間数で除して時間単価を算出したもの。			

機関決定 (11組合)	1,141人	<ul style="list-style-type: none"> ・ミゾタ労働組合（令和5年6月14日 臨時大会） 245人 ・唐津バルブ工業労働組合（令和5年6月10日 臨時大会） 50人 ・森鉄工労働組合（令和5年6月14日 臨時大会） 70人 ・九州住電精密労働組合（令和5年2月6日 臨時大会） 258人 ・西村鉄工所労働組合（令和5年6月7日 臨時大会） 30人 ・ワイピーエム労働組合（令和5年6月8日 臨時大会） 132人 ・新生工業労働組合（令和5年6月14日 臨時大会） 14人 ・JAM東洋空機労働組合（令和5年6月20日 臨時大会） 25人 ・チクシ電気労働組合（令和5年6月23日 臨時大会） 162人 ・テラル多久労働組合（令和5年6月16日 臨時大会） 53人 ・田中鉄工労働組合（令和5年6月16日 臨時大会） 102人
個々の 労働者	99人	<ul style="list-style-type: none"> ・西村鉄工所労働組合 29人 ・新生工業労働組合 14人 ・JAM東洋空機労働組合 20人 ・唐津バルブ工業労働組合 1人 ・森鉄工労働組合 20人 ・チクシ電気労働組合 12人 ・テラル多久労働組合 3人

一般機械器具製造業関係最低賃金決定状況一覧

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
改正の諮問	25.8.28	26.8.26	27.8.26	28.8.24	29.8.28	30.8.24	元.8.26	2.8.24	3.8.26	4.8.24	
審議会の開催日	25.8.28	26.8.26	27.8.26	28.8.24	29.8.28	30.8.24	元.8.26	2.8.24	3.8.26	4.8.24	
専門部会の開催日	25.10.7 25.10.15 25.10.28	26.10.1 26.10.15 26.10.22	27.10.7 27.10.13 27.10.14 27.10.26	28.10.7 28.10.11 28.10.25 28.11.9	29.10.16 29.10.24 29.10.27 29.11.2	30.10.10 30.10.15 30.10.23 30.10.25 30.10.29	元.9.30 元.10.15 元.10.18 元.10.23 元.10.28	2.10.6 2.10.9 2.10.16 2.10.21	3.10.7 3.10.18 3.10.20 3.10.25	4.10.14 4.10.20 4.10.25 4.10.31	
答申日	25.10.28	26.10.22	27.10.26	28.11.9	29.11.2	30.10.29	元.10.31	2.10.21	3.11.1	4.10.31	
採決状況	○	○	○	○	○	○	●	○	▲	○	
発効日	25.12.26	26.12.20	27.12.25	29.1.7	30.1.3	30.12.28	元.12.29	2.12.19	3.12.31	4.11.30	
最低賃金額	時間額(円)	770	782	795	810	847	867	870	896	929	
	引上げ額(円)	9	12	13	15	17	20	3	26	33	
	引上げ率(%)	1.18	1.56	1.66	1.89	1.89	2.42	0.35	2.99	3.68	
	地賃額(円)	664	678	694	715	737	762	790	792	821	853
	地賃比(%)	115.96	115.34	114.55	113.29	112.22	111.20	109.75	109.85	109.14	108.91
影響率(%)	2.9	4.1	4.6	5.9	4.7	5.7	6.3	3.0	4.1	5.9	
未満率(%)	2.1	3.6	3.4	3.5	3.2	2.3	3.1	2.9	2.5	3.3	

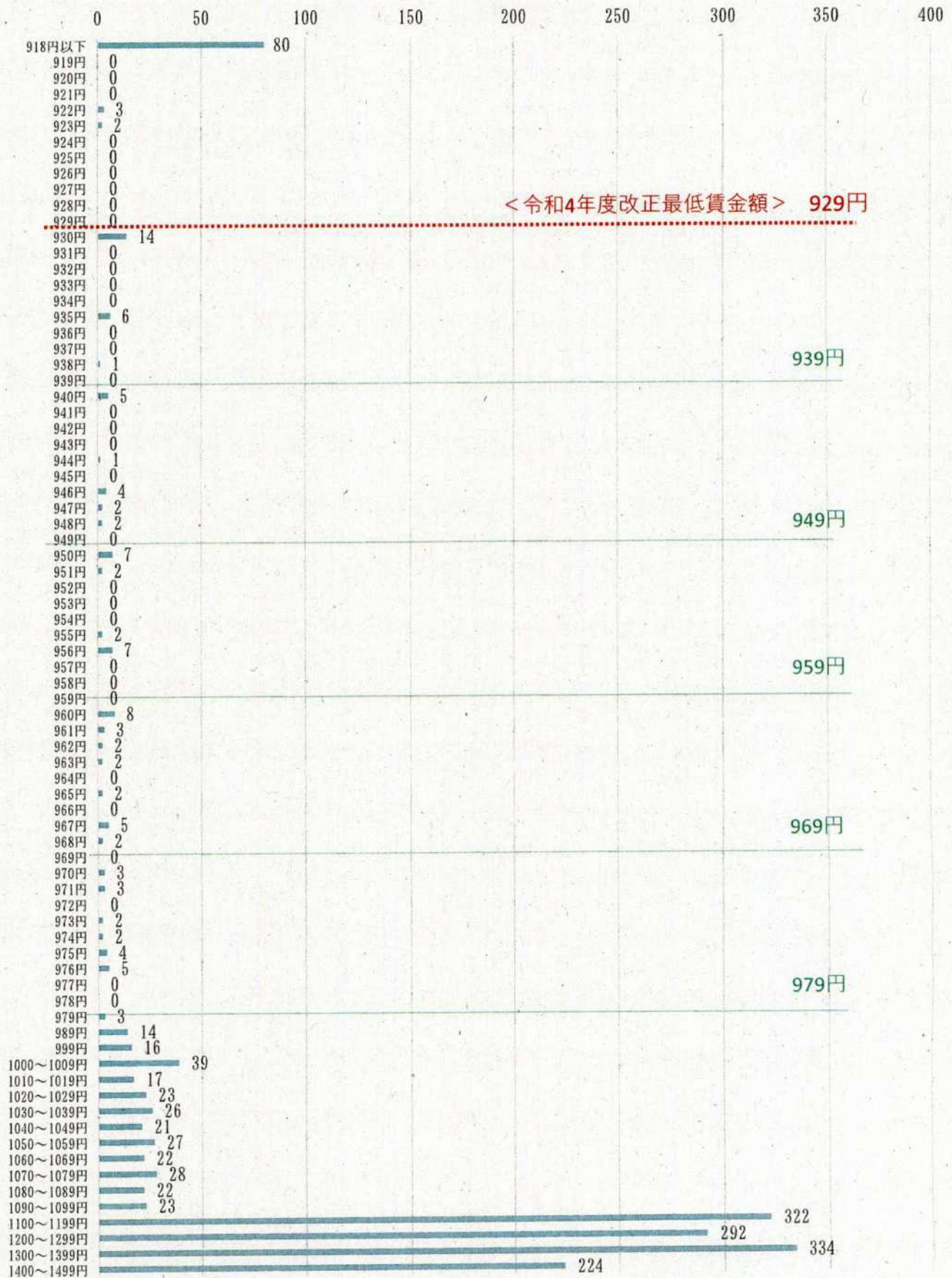
令和5年度佐賀県特定最低賃金対象産業の賃金階級別労働者分布（機械）

【 現行最低賃金額 929円 】 【未満率 3.3% 】

1時間当たりの所定内賃金額	労働者数（人）	1時間当たりの所定内賃金額	労働者数（人）
～ 918 円	80	958 ～ 958 円	0
919 ～ 919 円	0	959 ～ 959 円	0
920 ～ 920 円	0	960 ～ 960 円	8
921 ～ 921 円	0	961 ～ 961 円	3
922 ～ 922 円	3	962 ～ 962 円	2
923 ～ 923 円	2	963 ～ 963 円	2
924 ～ 924 円	0	964 ～ 964 円	0
925 ～ 925 円	0	965 ～ 965 円	2
926 ～ 926 円	0	966 ～ 966 円	0
927 ～ 927 円	0	967 ～ 967 円	5
928 ～ 928 円	0	968 ～ 968 円	2
929 ～ 929 円	0	969 ～ 969 円	0
930 ～ 930 円	14	970 ～ 970 円	3
931 ～ 931 円	0	971 ～ 971 円	3
932 ～ 932 円	0	972 ～ 972 円	0
933 ～ 933 円	0	973 ～ 973 円	2
934 ～ 934 円	0	974 ～ 974 円	2
935 ～ 935 円	6	975 ～ 975 円	4
936 ～ 936 円	0	976 ～ 976 円	5
937 ～ 937 円	0	977 ～ 977 円	0
938 ～ 938 円	1	978 ～ 978 円	0
939 ～ 939 円	0	979 ～ 979 円	3
940 ～ 940 円	5	980 ～ 989 円	14
941 ～ 941 円	0	990 ～ 999 円	16
942 ～ 942 円	0	1,000 ～ 1,009 円	39
943 ～ 943 円	0	1,010 ～ 1,019 円	17
944 ～ 944 円	1	1,020 ～ 1,029 円	23
945 ～ 945 円	0	1,030 ～ 1,039 円	26
946 ～ 946 円	4	1,040 ～ 1,049 円	21
947 ～ 947 円	2	1,050 ～ 1,059 円	27
948 ～ 948 円	2	1,060 ～ 1,069 円	22
949 ～ 949 円	0	1,070 ～ 1,079 円	28
950 ～ 950 円	7	1,080 ～ 1,089 円	22
951 ～ 951 円	2	1,090 ～ 1,099 円	23
952 ～ 952 円	0	1,100 ～ 1,199 円	322
953 ～ 953 円	0	1,200 ～ 1,299 円	292
954 ～ 954 円	0	1,300 ～ 1,399 円	334
955 ～ 955 円	2	1,400 ～ 1,499 円	224
956 ～ 956 円	7	合計	2,577
957 ～ 957 円	0		

資料「令和5年度最低賃金に関する基礎調査」

特定最低賃金対象産業の賃金階級別労働者分布
(令和5年度 機械)



鋳工業生産指数の推移（一般機械工業）

	鋳工業総合		生産用機械工業		汎用機械工業		
	全国	佐賀県	全国	佐賀県	全国	佐賀県	
令和2年	100.0	93.9		84.4		98.1	
令和3年	105.4	93.2		92.5		84.3	
令和4年	105.3	94.3		95.4		80.8	
令和4年	1月	104.6	99.6	127.8	93.5	112.3	74.5
	2月	106.0	98.3	126.2	100.8	114.0	74.6
	3月	105.7	94.0	129.2	113.8	114.7	81.8
	4月	105.3	95.0	127.9	104.4	115.6	82.1
	5月	100.7	94.8	123.8	103.9	112.9	77.3
	6月	105.7	94.7	132.8	101.1	111.9	78.8
	7月	106.3	96.7	138.9	95.6	120.5	91.5
	8月	107.8	98.6	148.5	97.9	119.4	79.1
	9月	107.3	90.8	146.5	98.0	116.3	95.7
	10月	105.5	92.7	139.1	83.4	121.1	76.8
	11月	105.5	91.4	135.0	86.6	115.3	76.5
	12月	104.9	87.1	135.5	69.2	111.1	78.1
令和5年	1月	100.8	93.4	112.2	67.0	113.1	105.6
	2月	104.5	96.2	124.1	80.1	114.2	78.7
	3月	104.8	88.6	128.9	97.3	106.6	77.6
	4月	105.5	90.5	120.8	85.0	114.9	74.2
	5月	103.2	94.5	125.1	92.1	111.7	107.9
	6月	105.7	96.7	125.5	94.3	114.3	87.8
	7月						

資料出所：佐賀県統計課「佐賀県鋳工業指数年報」 「佐賀県鋳工業指数月報」

経済産業省「鋳工業生産・出荷・在庫指数」

令和5年4月分公表から全国数値は令和2年基準を適用。

佐賀県の数値は平成27年基準による。

令和5年度特定最低賃金の改正申出の概要

発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池、その他の電気機械器具、通信機械器具・同関連機械器具、電子計算機・同付属装置、電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

1 申出の内容

区分	申出の内容						
適用地域	佐賀県の全域						
適用産業	日本標準産業分類小分類「E281、E282、E283、E284、E285、E289、E291、E292、E294、E295、E299、E301、E303」						
適用労働者数(b)	6,710人	適用事業所数	69	申出労働者数(a)	4,900人	a/b	73.0%
申出の理由	賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1以上に達していること。						
申出者	電機連合西九州地方協議会 電機佐賀地域協議会 議長 古賀 敬宏						

2 申出労働者の内容

区分	適用労働者数	労働組合名称等	
労働協約 (7組合)	4,900人	・日清紡マイクロデバイスAT労働組合(令和5年4月5日協定)	327人
		18歳 月額173,500円 * (時間額1,120円)	
		・戸上デンソー労働組合(令和5年5月19日協定)	92人
		18歳 月額162,000円 * (時間額1,046円)	
		・オムロンリレーアンドデバイス労働組合(令和5年3月17日協定)	151人
		月額173,500円 * (時間額1,120円)	
		・パナニックコネクティッドソリューションズ労働組合九州支部佐賀地区(令和5年4月1日協定)	158人
18歳 月額173,500円 * (時間額1,129円)			
・パナソニックインダストリー労働組合(令和5年3月31日協定)	393人		
18歳 月額173,500円 * (時間額1,129円)			
・戸上電機労働組合(令和5年4月21日協定)	431人		
18歳 月額173,500円 日額8,719円 時間額1,125円			
・SUMCO労働組合(令和5年4月1日協定)	3,348人		
月額179,500円 日額8,756円 時間額1,129円			
備考：*()は、協定書において賃金の最低額が月額のみで表示されているものについて、月額を月平均所定労働時間数で除して時間単価を算出したもの。			

電気機械器具製造業関係最低賃金決定状況一覧

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
改正の諮問	25. 8. 28	26. 8. 26	27. 8. 26	28. 8. 24	29. 8. 28	30. 8. 24	元. 8. 26	2. 8. 24	3. 8. 26	4. 8. 24	
審議会の開催日	25. 8. 28	26. 8. 26	27. 8. 26	28. 8. 24	29. 8. 28	30. 8. 24	元. 8. 26	2. 8. 24	3. 8. 26	4. 8. 25	
専門部会の開催日	25. 10. 9 25. 10. 22 25. 10. 29	26. 10. 6 26. 10. 20 26. 10. 27	27. 10. 8 27. 10. 20 27. 10. 23	28. 10. 19 28. 10. 26 28. 10. 28 28. 11. 1	29. 10. 11 29. 10. 18 29. 10. 24	30. 10. 11 30. 10. 18 30. 10. 23 30. 10. 25	元. 9. 30 元. 10. 2 元. 10. 21 元. 10. 24	2. 10. 2 2. 10. 9 2. 10. 16	3. 10. 11 3. 10. 19	4. 10. 13 4. 10. 19 4. 10. 25	
答申日	25. 10. 29	26. 10. 27	27. 10. 23	28. 11. 1	29. 10. 24	30. 10. 25	元. 10. 24	2. 10. 16	3. 10. 19	4. 10. 25	
採決状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
発効日	25. 12. 27	26. 12. 26	27. 12. 24	28. 12. 31	29. 12. 22	30. 12. 26	元. 12. 22	2. 12. 17	3. 12. 18	4. 12. 24	
最低賃金額	時間額 (円)	734	746	760	774	795	836	839	867	900	
	引上げ額 (円)	9	12	14	14	21	20	3	28	33	
	引上げ率 (%)	1.24	1.63	1.88	1.84	2.71	2.45	0.36	3.38	3.81	
	地賃額 (円)	664	678	694	715	737	762	790	792	821	853
	地賃比 (%)	110.54	110.03	109.51	108.25	107.87	107.09	105.82	105.93	105.6	105.5
影響率 (%)	5.4	5.0	8.7	7.9	6.5	8.8	10.8	3.1	10.0	11.7	
未満率 (%)	3.7	2.0	4.9	2.0	2.7	4.6	1.9	2.0	6.1	2.8	

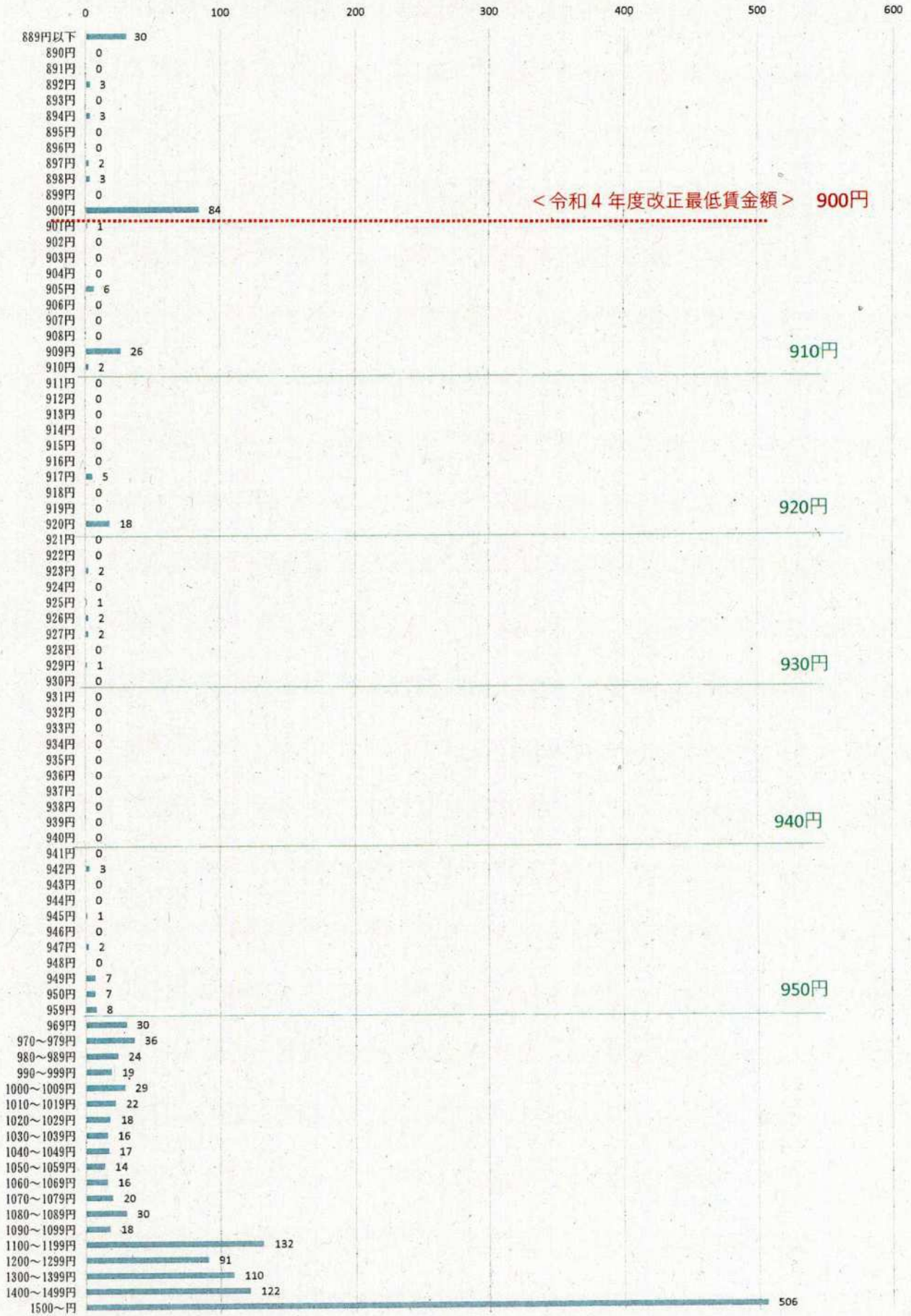
令和5年度佐賀県特定最低賃金対象産業の賃金階級別労働者分布（電気）

【 現行最低賃金額 900円 】【未満率 2.8%】

1時間当たりの所定内賃金額	労働者数（人）	1時間当たりの所定内賃金額	労働者数（人）
～ 889 円	30	934 ～ 934 円	0
890 ～ 890 円	0	935 ～ 935 円	0
891 ～ 891 円	0	929 ～ 929 円	1
892 ～ 892 円	3	930 ～ 930 円	0
893 ～ 893 円	0	931 ～ 931 円	0
894 ～ 894 円	3	932 ～ 932 円	0
895 ～ 895 円	0	933 ～ 933 円	0
896 ～ 896 円	0	934 ～ 934 円	0
897 ～ 897 円	2	935 ～ 935 円	0
898 ～ 898 円	3	936 ～ 936 円	0
899 ～ 899 円	0	937 ～ 937 円	0
900 ～ 900 円	84	938 ～ 938 円	0
901 ～ 901 円	1	939 ～ 939 円	0
902 ～ 902 円	0	940 ～ 940 円	0
903 ～ 903 円	0	941 ～ 941 円	0
904 ～ 904 円	0	942 ～ 942 円	3
905 ～ 905 円	6	943 ～ 943 円	0
906 ～ 906 円	0	944 ～ 944 円	0
907 ～ 907 円	0	945 ～ 945 円	1
908 ～ 908 円	0	946 ～ 946 円	0
909 ～ 909 円	26	947 ～ 947 円	2
910 ～ 910 円	2	948 ～ 948 円	0
911 ～ 911 円	0	949 ～ 949 円	7
912 ～ 912 円	0	950 ～ 950 円	7
913 ～ 913 円	0	951 ～ 959 円	8
914 ～ 914 円	0	960 ～ 969 円	30
915 ～ 915 円	0	970 ～ 979 円	36
916 ～ 916 円	0	980 ～ 989 円	24
917 ～ 917 円	5	990 ～ 999 円	19
918 ～ 918 円	0	1,000 ～ 1,009 円	29
919 ～ 919 円	0	1,010 ～ 1,019 円	22
920 ～ 920 円	18	1,020 ～ 1,029 円	18
921 ～ 921 円	0	1,030 ～ 1,039 円	16
922 ～ 922 円	0	1,040 ～ 1,049 円	17
923 ～ 923 円	2	1,050 ～ 1,059 円	14
924 ～ 924 円	0	1,060 ～ 1,069 円	16
925 ～ 925 円	1	1,070 ～ 1,079 円	20
926 ～ 926 円	2	1,080 ～ 1,089 円	30
927 ～ 927 円	2	1,090 ～ 1,099 円	18
928 ～ 928 円	0	1,100 ～ 1,199 円	132
929 ～ 929 円	1	1,200 ～ 1,299 円	91
930 ～ 930 円	0	1,300 ～ 1,399 円	110
931 ～ 931 円	0	1,400 ～ 1,499 円	122
932 ～ 932 円	0	1,500 ～ 円	506
933 ～ 933 円	0	合計	1,489

資料「令和5年度最低賃金に関する基礎調査」

特定最低賃金対象産業の賃金階級別労働者分布
(令和5年度 電気)



鉦工業生産指数の推移（電気機械工業等）

	鉦工業総合		電気機械工業		情報通信機械工業		電子部品・デバイス工業		
	全国	佐賀県	全国	佐賀県	全国	佐賀県	全国	佐賀県	
令和2年	100.0	93.9		89.7		56.1		138.3	
令和3年	105.4	93.2		85.3		23.9		148.6	
令和4年	105.3	94.3		90.9		31.0		156.3	
令和4年	1月	104.6	99.6	106.4	100.5	86.8	45.0	112.8	164.8
	2月	106.0	98.3	108.8	87.8	80.6	35.4	112.5	167.6
	3月	105.7	94.0	107.4	86.3	81.4	25.6	111.2	162.4
	4月	105.3	95.0	108.8	87.5	84.5	15.7	107.7	152.1
	5月	100.7	94.8	102.3	82.7	80.8	20.4	106.6	169.9
	6月	105.7	94.7	110.1	86.8	87.4	29.6	107.6	150.1
	7月	106.3	96.7	111.1	98.5	87.9	36.0	105.3	144.0
	8月	107.8	98.6	111.1	93.9	90.5	79.8	102.0	161.9
	9月	107.3	90.8	112.2	93.9	91.4	31.9	101.1	157.4
	10月	105.5	92.7	112.6	87.5	92.1	25.5	100.3	149.8
	11月	105.5	91.4	112.9	91.5	90.2	17.6	98.1	158.5
	12月	104.9	87.1	113.2	94.7	89.7	27.9	97.8	142.4
令和5年	1月	100.8	93.4	112.3	91.4	91.4	24.4	92.6	145.3
	2月	104.5	96.2	111.1	100.0	95.3	32.7	96.2	153.4
	3月	104.8	88.6	109.9	94.6	93.8	37.2	89.6	143.0
	4月	105.5	90.5	114.6	97.9	94.0	21.3	95.8	126.6
	5月	103.2	94.5	111.8	98.5	97.7	44.5	92.0	137.5
	6月	105.7	96.7	113.0	95.8	93.1	48.1	98.3	117.3
	7月								

資料出所：佐賀県統計課「佐賀県鉦工業指数年報」「佐賀県鉦工業指数月報」

経済産業省「鉦工業生産・出荷・在庫指数」

令和5年4月分公表から全国数値は令和2年基準を適用。

佐賀県の数値は平成27年基準による。

令和5年度特定最低賃金の改正申出の概要

【 陶磁器・同関連製品製造業 】

1 申出の内容

区 分	申 出 の 内 容			
適用地域	佐賀県の全域			
適用産業	日本標準産業分類小分類「E214」			
適用労働者数(b)	1,860人	適用事業所数	191	申出労働者数(a) 711人 a/b 38.2%
申出の理由	申出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受け るべき労働者の概ね3分の1の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求める。			
申出者	セラミックス産業労働組合連合会西九州地方本部 執行委員長 金子 達也			

2 申出労働者の内容

区 分	合意者数	労 働 組 合、事 業 所 名 等	
労使協定 (2組合)	202人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岩尾従業員労働組合（令和5年4月28日協定） 130人 月額155,000円 日額7,520円 時間額940円 ・ 香蘭社従業員労働組合（令和5年5月10日協定） 72人 月額163,000円 日額7,825円 時間額979円 	
機関決定 (6組合)	389人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐賀LIXIL製作所労働組合（令和5年5月29日臨時総会） 258人 ・ 深川製磁労働組合（令和5年5月9日臨時総会） 47人 ・ 香蘭社職員組合（令和5年4月11日臨時総会） 33人 ・ ノリタケカンパニー労働組合伊万里支部（令和5年4月25日臨時総会） 28人 ・ セイブ労働組合（令和5年5月10日臨時総会） 17人 ・ アリタポーセリンラボ労働組合（令和5年5月9日臨時総会） 6人 	
個々の 労働者	120人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式会社香蘭社 38人 ・ 岩尾磁器工業株式会社 31人 ・ 徳永陶磁器株式会社 20人 ・ 深川製磁株式会社 11人 ・ 株式会社ノリタケカンパニーリミテド伊万里工場 11人 ・ アリタポーセリンラボ株式会社 9人 	

陶磁器・同関連製品製造業最低賃金決定状況一覧

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
改正の諮問	25. 8. 28	26. 8. 26	27. 8. 26	28. 8. 24	29. 8. 28	30. 8. 24	元. 8. 26	2. 8. 24	3. 8. 26	4. 8. 24
審議会の開催日	25. 8. 28	26. 8. 26	27. 8. 26	28. 8. 24	29. 8. 28	30. 8. 24	元. 8. 26	2. 8. 24	3. 8. 26	4. 8. 24
専門部会の開催日	25. 10. 9	26. 10. 17	27. 10. 22 27. 10. 27	28. 10. 18 28. 10. 31	29. 10. 4	30. 10. 10	元. 10. 7	2. 10. 2	3. 10. 8	4. 10. 17
答申日	25. 10. 9	26. 10. 17	27. 10. 27	28. 10. 31	29. 10. 4	30. 10. 10	元. 10. 7	2. 10. 2	3. 10. 8	4. 10. 17
採決状況	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発効日	25. 12. 8	26. 12. 18	27. 12. 26	28. 12. 30	29. 12. 2	30. 12. 8	元. 12. 7	2. 12. 2	3. 12. 9	4. 12. 16
最低賃金額	時間額 (円)	665	679	695	716	738	791	793	822	854
	引上額 (円)	11	14	16	21	22	28	2	29	32
	引上率 (%)	1.68	2.11	2.36	3.02	3.07	3.67	0.25	3.66	3.89
	地賃額 (円)	664	678	694	715	737	790	792	821	853
	地賃比 (%)	100.15	100.15	100.14	100.14	100.13	100.13	100.13	100.13	100.12
影響率 (%)	2.6	10.7	12.5	19.7	11.2	12.7	12.5	8.4	21.8	14.2
未満率 (%)	0.5	2.7	2.5	3.7	0.3	1.8	2.6	2.4	2.5	2.2

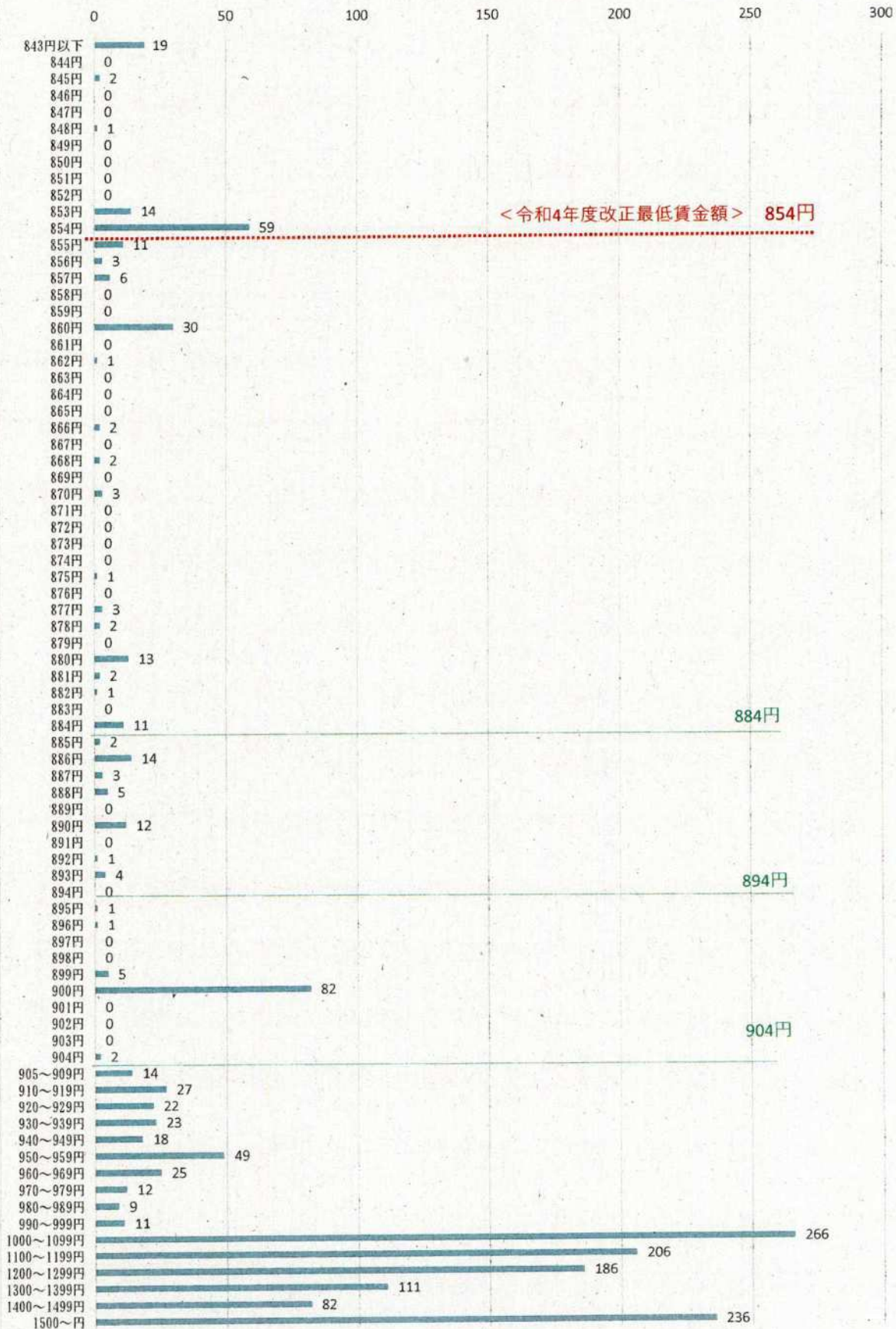
令和5年度佐賀県特定最低賃金対象産業の賃金階級別労働者分布（陶磁器）

【 現行最低賃金額 854円 】 【未満率 2.2%】

1時間当たりの所定内賃金額	労働者数（人）	1時間当たりの所定内賃金額	労働者数（人）
～ 843 円	19	883 ～ 883 円	0
844 ～ 844 円	0	884 ～ 884 円	11
845 ～ 845 円	2	885 ～ 885 円	2
846 ～ 846 円	0	886 ～ 886 円	14
847 ～ 847 円	0	887 ～ 887 円	3
848 ～ 848 円	1	888 ～ 888 円	5
849 ～ 849 円	0	889 ～ 889 円	0
850 ～ 850 円	0	890 ～ 890 円	12
851 ～ 851 円	0	891 ～ 891 円	0
852 ～ 852 円	0	892 ～ 892 円	1
853 ～ 853 円	14	893 ～ 893 円	4
854 ～ 854 円	59	894 ～ 894 円	0
855 ～ 855 円	11	895 ～ 895 円	1
856 ～ 856 円	3	896 ～ 896 円	1
857 ～ 857 円	6	897 ～ 897 円	0
858 ～ 858 円	0	898 ～ 898 円	0
859 ～ 859 円	0	899 ～ 899 円	5
860 ～ 860 円	30	900 ～ 900 円	82
861 ～ 861 円	0	901 ～ 901 円	0
862 ～ 862 円	1	902 ～ 902 円	0
863 ～ 863 円	0	903 ～ 903 円	0
864 ～ 864 円	0	904 ～ 904 円	2
865 ～ 865 円	0	905 ～ 909 円	14
866 ～ 866 円	2	910 ～ 919 円	27
867 ～ 867 円	0	920 ～ 929 円	22
868 ～ 868 円	2	930 ～ 939 円	23
869 ～ 869 円	0	940 ～ 949 円	18
870 ～ 870 円	3	950 ～ 959 円	49
871 ～ 871 円	0	960 ～ 969 円	25
872 ～ 872 円	0	970 ～ 979 円	12
873 ～ 873 円	0	980 ～ 989 円	9
874 ～ 874 円	0	990 ～ 999 円	11
875 ～ 875 円	1	1,000 ～ 1,099 円	266
876 ～ 876 円	0	1,100 ～ 1,199 円	206
877 ～ 877 円	3	1,200 ～ 1,299 円	186
878 ～ 878 円	2	1,300 ～ 1,399 円	111
879 ～ 879 円	0	1,400 ～ 1,499 円	82
880 ～ 880 円	13	1,500 ～ 円	236
881 ～ 881 円	2	合計	1,615
882 ～ 882 円	1		

資料「令和5年度最低賃金に関する基礎調査」

特定最低賃金対象産業の賃金階級別労働者分布
(令和5年度 陶磁器)



鈹工業生産指数の推移（陶磁器・同関連製品工業）

	鈹工業総合		製造工業		陶磁器・同関連製品 製造業	
	全国	佐賀県	全国	佐賀県	佐賀県	
令和2年	100.0	93.9	100.0	93.9	86.9	
令和3年	105.4	93.2	105.4	93.2	85.8	
令和4年	105.3	94.3	105.3	94.3	81.2	
令和4年	1月	104.6	99.6	105.1	99.6	89.2
	2月	106.0	98.3	106.1	98.3	94.9
	3月	105.7	94.0	105.7	94.0	83.7
	4月	105.3	95.0	106.0	95.0	82.0
	5月	100.7	94.8	98.9	94.8	86.1
	6月	105.7	94.7	106.1	94.7	80.8
	7月	106.3	96.7	106.1	96.7	72.0
	8月	107.8	98.6	107.6	98.6	63.5
	9月	107.3	90.8	106.5	90.8	77.2
	10月	105.5	92.7	106.1	92.7	81.7
	11月	105.5	91.4	105.6	91.4	86.7
	12月	104.9	87.1	105.5	87.1	78.9
令和5年	1月	100.8	93.4	101.0	93.4	77.7
	2月	104.5	96.2	104.9	96.2	84.9
	3月	104.8	88.6	104.8	88.6	76.5
	4月	105.5	90.5	106.5	90.5	77.6
	5月	103.2	94.5	101.4	94.5	68.1
	6月	105.7	96.7	106.2	96.7	71.6
	7月					

資料出所：佐賀県統計課「佐賀県鈹工業指数年報」 「佐賀県鈹工業指数月報」

経済産業省「鈹工業生産・出荷・在庫指数」

令和5年4月分公表から全国数値は令和2年基準を適用。

佐賀県の数値は平成27年基準による。

その他

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(金)発効とするためには、10月3日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
9月1日(金)		9月19日(火)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月2日(土)		9月19日(火)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月3日(日)		9月19日(火)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月4日(月)		9月19日(火)		10月3日(火)		11月2日(木)
9月5日(火)		9月20日(水)		10月4日(水)		11月3日(金)
9月6日(水)		9月21日(木)		10月5日(木)		11月4日(土)
9月7日(木)		9月22日(金)		10月6日(金)		11月5日(日)
9月8日(金)		9月25日(月)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月9日(土)		9月25日(月)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月10日(日)		9月25日(月)		10月10日(火)		11月9日(木)
9月11日(月)		9月26日(火)		10月11日(水)		11月10日(金)
9月12日(火)		9月27日(水)		10月12日(木)		11月11日(土)
9月13日(水)		9月28日(木)		10月13日(金)		11月12日(日)
9月14日(木)		9月29日(金)		10月16日(月)		11月15日(水)
9月15日(金)		10月2日(月)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月16日(土)		10月2日(月)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月17日(日)		10月2日(月)		10月17日(火)		11月16日(木)
9月18日(月)		10月3日(火)		10月18日(水)		11月17日(金)
9月19日(火)		10月4日(水)		10月19日(木)		11月18日(土)
9月20日(水)		10月5日(木)		10月20日(金)		11月19日(日)
9月21日(木)		10月6日(金)		10月23日(月)		11月22日(水)
9月22日(金)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月23日(土)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月24日(日)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月25日(月)		10月10日(火)		10月24日(火)		11月23日(木)
9月26日(火)		10月11日(水)		10月25日(水)		11月24日(金)
9月27日(水)		10月12日(木)		10月26日(木)		11月25日(土)
9月28日(木)		10月13日(金)		10月27日(金)		11月26日(日)
9月29日(金)		10月16日(月)		10月30日(月)		11月29日(水)
9月30日(土)		10月16日(月)		10月30日(月)		11月29日(水)
10月1日(日)		10月16日(月)		10月30日(月)		11月29日(水)
10月2日(月)		10月17日(火)		10月31日(火)		11月30日(木)
10月3日(火)		10月18日(水)		11月1日(水)		12月1日(金)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(金)発効とするためには、10月3日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月4日(水)		10月19日(木)		11月2日(木)		12月2日(土)
10月5日(木)		10月20日(金)		11月6日(月)		12月6日(水)
10月6日(金)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月7日(土)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月8日(日)		10月23日(月)		11月7日(火)		12月7日(木)
10月9日(月)		10月24日(火)		11月8日(水)		12月8日(金)
10月10日(火)		10月25日(水)		11月9日(木)		12月9日(土)
10月11日(水)		10月26日(木)		11月10日(金)		12月10日(日)
10月12日(木)		10月27日(金)		11月13日(月)		12月13日(水)
10月13日(金)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月14日(土)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月15日(日)		10月30日(月)		11月14日(火)		12月14日(木)
10月16日(月)		10月31日(火)		11月15日(水)		12月15日(金)
10月17日(火)		11月1日(水)		11月16日(木)		12月16日(土)
10月18日(水)		11月2日(木)		11月17日(金)		12月17日(日)
10月19日(木)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月20日(金)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月21日(土)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月22日(日)		11月6日(月)		11月20日(月)		12月20日(水)
10月23日(月)		11月7日(火)		11月21日(火)		12月21日(木)
10月24日(火)		11月8日(水)		11月22日(水)		12月22日(金)
10月25日(水)		11月9日(木)		11月24日(金)		12月24日(日)
10月26日(木)		11月10日(金)		11月27日(月)		12月27日(水)
10月27日(金)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月28日(土)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月29日(日)		11月13日(月)		11月28日(火)		12月28日(木)
10月30日(月)		11月14日(火)		11月29日(水)		12月29日(金)
10月31日(火)		11月15日(水)		11月30日(木)		12月30日(土)
11月1日(水)		11月16日(木)		12月1日(金)		12月31日(日)
11月2日(木)		11月17日(金)		12月4日(月)		1月3日(水)
11月3日(金)		11月20日(月)		12月5日(火)		1月4日(木)
11月4日(土)		11月20日(月)		12月5日(火)		1月4日(木)
11月5日(日)		11月20日(月)		12月5日(火)		1月4日(木)

令和5年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表(特定(産業別)最低賃金の場合)

※令和5年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(金)発効とするためには、10月3日(火)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
11月6日(月)		11月21日(火)		12月6日(水)		1月5日(金)
11月7日(火)		11月22日(水)		12月7日(木)		1月6日(土)
11月8日(水)		11月24日(金)		12月8日(金)		1月7日(日)
11月9日(木)		11月24日(金)		12月8日(金)		1月7日(日)
11月10日(金)		11月27日(月)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月11日(土)		11月27日(月)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月12日(日)		11月27日(月)		12月11日(月)		1月10日(水)
11月13日(月)		11月28日(火)		12月12日(火)		1月11日(木)
11月14日(火)		11月29日(水)		12月13日(水)		1月12日(金)
11月15日(水)		11月30日(木)		12月14日(木)		1月13日(土)
11月16日(木)		12月1日(金)		12月15日(金)		1月14日(日)
11月17日(金)		12月4日(月)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月18日(土)		12月4日(月)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月19日(日)		12月4日(月)		12月18日(月)		1月17日(水)
11月20日(月)		12月5日(火)		12月19日(火)		1月18日(木)
11月21日(火)		12月6日(水)		12月20日(水)		1月19日(金)
11月22日(水)		12月7日(木)		12月21日(木)		1月20日(土)
11月23日(木)		12月8日(金)		12月22日(金)		1月21日(日)
11月24日(金)		12月11日(月)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月25日(土)		12月11日(月)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月26日(日)		12月11日(月)		12月25日(月)		1月24日(水)
11月27日(月)		12月12日(火)		12月26日(火)		1月25日(木)

8月31日から開始

※申請期限：2024（令和6）年1月31日
（事業完了期限：2024（令和6）年2月28日）

業務改善助成金の制度が拡充されます！

対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請が可能に

業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金
引き上げの計画



設備投資等の計画
機械設備、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

計画の承認
と実施

設備投資等の費用
の一部を助成

拡充のポイント

① 対象事業場の拡大

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別
最低賃金の差額が
30円以内の事業場

例：地域別最低賃金が920円の
地域において

事業場内最低賃金が
955円（差額35円）
の工場

対象外

拡充後

② 賃金引き上げ後の申請

必要な手続き：
事前に以下2つの計画を提出
・ 賃金引き上げ計画
・ 事業実施計画（設備投資
等の計画）

事業実
施計画

賃上げ
計画

を提出し、計画の
審査を受けます。

（審査の上、交付決定を受けたら）
・ 計画に基づく賃上げの実施
・ 計画に基づく設備投資等の実施

拡充後

③ 助成率区分の見直し

事業場内 最低賃金額	助成率
870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円以上	3/4 (4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業
場の場合

拡充後

今
ま
で

拡
充
後

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別
最低賃金の差額が
50円以内の事業場

（先ほどの例）
事業場内最低賃金が
955円の工場

対象に！



差額が50円以内に拡大され
たので、助成金が受けられる
ようになりました



<対象>
事業場規模50人未満のみ

2023年4月1日から12月31日
までに賃金引き上げを実施して
いれば、賃金引き上げ計画の提
出は不要となりました

以下の書類の提出は必要です

・ 賃金引き上げ結果
・ 事業実施計画（設備投資等の
計画）

事業実
施計画

賃上げ
結果

900円 未満	9/10
900円 以上 950円 未満	4/5 (9/10)
950円 以上	3/4 (4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業
場の場合

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画
などを事業場所在地を管轄
する都道府県労働局に提出

審査・
交付決定

交付決定後、提出
した計画に沿って
事業実施

労働局に事業実施
結果を報告

審査

支給

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2~3人	50万円	90万円
		4~6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上*	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2~3人	70万円	110万円
		4~6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上*	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2~3人	90万円	160万円
		4~6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上*	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2~3人	150万円	240万円
		4~6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上*	600万円	600万円

* 10人以上の上限額区分は、特例事業者（右記）が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。（なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。）

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント*以上低下している事業者

*「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

助成対象経費の例

設備投資	<ul style="list-style-type: none"> POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
コンサルティング	専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、2024（令和6）年2月28日です。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

（参考）働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



お問い合わせ

ご不明な点は、下記の業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30~17:15）

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください

業務改善助成金 検索



(R5.8)

令和5年度業務改善助成金のご案内

※申請期限：令和6年1月31日
(事業完了期限：令和6年2月28日)

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の
引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、
人材育成・教育訓練など

(計画の承認と事業の実施後)
業務改善助成金を支給
(最大600万円)

対象事業者・申請の単位など

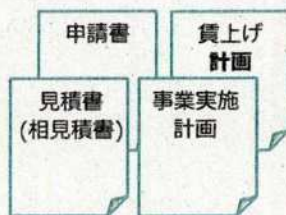
- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**50円以内**であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの**不交付事由がない**こと



➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。

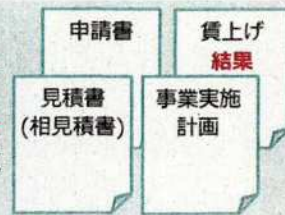
【申請時に必要なもの】

申請書や見積書に加え、
・ 賃金引上げ計画書
・ 事業実施計画書
が必要です。



事業場規模
50人未満で
あればこちら
も適用

一定の期間※に事業場内最低賃金を引き上げていた場合は、**賃金引上げ計画は不要**です。(事業実施計画は必要です。)



※令和5年4月1日～12月31日まで。

対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。(詳しくは中面へ。)

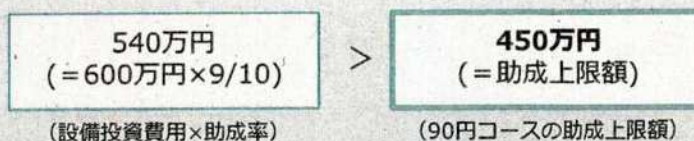
経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	店舗改装による配膳時間の短縮

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

- 事業場内最低賃金が863円
→助成率9/10
- 8人の労働者を953円まで引上げ(90円コース)
→助成上限額450万円
- 設備投資などの額は600万円



➡ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

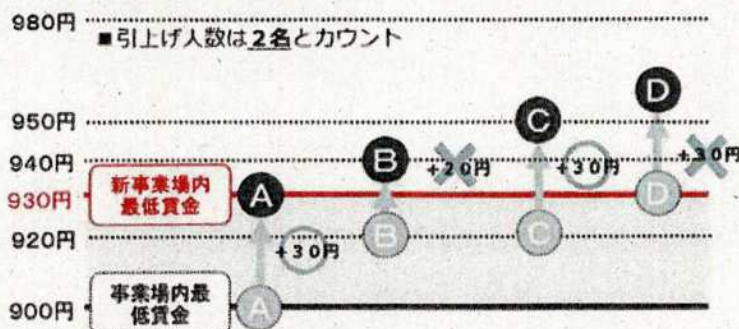
※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げるにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

＜例：事業場内最低賃金900円の事業場で30円コースを申請する場合＞

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に算入可
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、算入不可
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、算入可
- D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、算入不可



助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

()内は生産性要件を満たした事業場の場合

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント*以上低下している事業者

*「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

＜事業場内最低賃金とは？＞

事業場で最も低い時間給を指します。
 (ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)
 事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。
 ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部または賃金課までお尋ねください。

助成対象経費の拡充

特例事業者のうち、②生産量要件または③物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」※も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②・③のみ)	助成対象経費の例
生産性向上に資する設備投資等	○	○	リーフレットのオモテ面をご覧ください。
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○	
生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」※	×	○	広告宣伝費（チラシの制作費）、改築費（事務室等の拡大）、汎用事務機器や什器備品（机・椅子等）の購入など

※「関連する経費」とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

<生産性向上に資する設備投資等>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入



<関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施



助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の事例をまとめた冊子を作成しております。業務改善助成金の申請に際して、参考としていた

生産性向上のヒント集

令和5年3月作成 [PDF形式: 5.196KB] [5.1MB]

生産性向上のヒント集

令和4年3月作成 [PDF形式: 2.12KB] [7.0MB]



事例2 配膳ロボットの導入により料理の準備業務の効率化

企業概要 【所在地】埼玉県 【従業員数】11人 【事業内容】飲食業

課題と対応 アルバイトの急な欠勤があったり、多忙時のある数時間一度に2階(厨房)1分の配膳しかできなかったりするため、特に繁忙期においてより多くの配膳ができていない状態でした。

実施経緯 業務2倍以上の配膳や重い料理を必要とする、従業員の負担軽減や安全を最優先にしたいと考え、そこで、助成金を活用して、配膳ロボットを導入しました。

【導入前】 配膳業務が2.5倍以上、配膳に必要人員が5人から4人に削減

【導入後】 配膳ロボットの導入により、5人が必要だった配膳業務が4人でできるようになった。また、その分、顧客に自分自身でできるようになり、接客がより良い状態が保たれるようになった。

効果 配膳業務の効率化により生産性が向上し、5人の従業員の間接(事業内容)は固定費率60%向上した。

助成金活用のおかげ **中小企業診断士の提案**

生産性向上のヒント集 検索

事例7 リフト付き福祉車両、乾燥機付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者への送迎、買い出し、洗濯物乾燥が効率化

企業概要 【所在地】滋賀県 【従業員数】10人 【事業内容】障害者福祉事業

課題と対応 車椅子利用者の送迎時には2人で行き来してまで人が行わなければならない。また、洗濯機には乾燥機能が付いた、容量の広い洗濯機を手配し、洗濯物が乾燥しやすくなるように買い出しの必要があった。そのため、車椅子利用者の導入による業務効率化を検討した。

実施経緯 送迎用の車、洗濯機や乾燥機、買い出しの負担を軽減したいと考え、そこで、助成金を活用して、リフト付き福祉車両、乾燥機付き洗濯機、大容量冷蔵庫を導入した。

【導入前】 送迎、洗濯、買い出しの負担が軽減したい課題

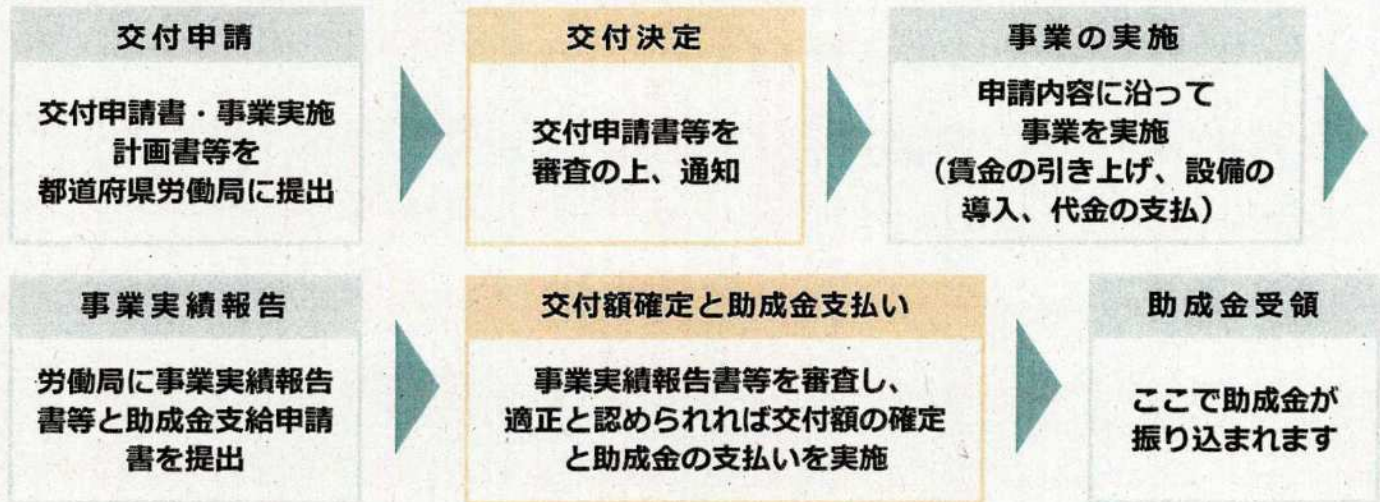
【導入後】 リフト付き福祉車両、乾燥機付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎時及び買い出しの負担が軽減し、洗濯物もより乾きやすくなった。

効果 車椅子利用者への送迎、買い出し、洗濯物乾燥の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の間接(事業内容)は固定費率5%向上した。さらに、車庫内間接費率も上げることによって、間接費率も上げられた。

助成金活用のおかげ **社会保険労務士の提案**

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

(参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫
店舗検索



賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに引き上げていただく必要があります。** (例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(900円→950円)が発効される場合
 発効日の前日(9月30日)までに事業場内最低賃金の引き上げ(905円→950円)を完了 **対象!** 発効日の当日(10月1日)に事業場内最低賃金の引き上げ(905円→950円)を実施 **対象外**

参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A(「生産性向上のヒント集」)、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440 (受付時間 平日 8:30~17:15)

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)です